

国土交通省独立行政法人評価委員会

第14回自動車検査分科会

平成24年7月30日（月）

【平井整備課長補佐】 それでは、定刻1分前でございますが、ただいまより始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、国土交通省独立行政法人評価委員会第14回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、この猛暑の中、また、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、一部の委員の皆様におかれましては、午前中にごございました事故対策機構での評価委員会に引き続きましてのご審議ということで、重ねて御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

本日の分科会でございますが、放送大学の來生委員のご退任に伴いまして、新しく評価委員にご就任いただきました〇〇委員におかれましては、あいにく所用によりご欠席というご連絡をいただいておりますが、分科会委員、臨時委員を合わせまして6名中5名のご出席をいただいておりますので、議事を行うのに必要な定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

申しおくれましたが、私は事務局を務めさせていただきます自動車局整備課の平井と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様方には、大きなクリップ止めのものがございまして、表紙から、資料番号、この目次に従いまして、資料14-1から14-4まで、参考資料14-1から14-6まで、右の肩にそれぞれ資料番号のタイトルが書いてございますので、一応順に、一番最初の財務諸表関係が14-1、少し飛ばしまして、A3のカラー刷りのものが折り込みで入っていますが、14-2でございます。それから、メインの自己評価のものが14-3、これがちょっと厚うございますけれども、続きまして、実績のものが14-4ということで、ここまでが配付資料、その後は、後ろのほうに固まっておりますけど、参考資料が続いております。それから、クリップ止めのすぐ下に、席上配付資料としてプレスの資料が3枚ほど、この大きなクリップの下についてございます。それから、席次表がございまして、それから、委員

の皆様方に限ってでございますが、事前にいただいております評価結果の集計表がA3で資料の下に置いてあろうかと思えます。もし過不足等ございましたら、事務局のほうまでお申しつけをいただければと思っております。

なお、事前の評価につきましては、本日ご欠席の〇〇委員からもいただいておりますので、本日のご出席は5名でございますが、6名、全委員の事前評価をもとにご審議をいただきたいと思っております。

本日の分科会は、議題1の23年度財務諸表に関する意見を除きましては非公開とさせていただきますので、傍聴の皆様方におかれましては、議題2の開始前にご案内いたしますので、申しわけございませんが、ご退席方、よろしくお願い申し上げます。

また、議事内容の取り扱いにつきましては、議事録(案)を事務局で作成させていただき、委員の皆様のご了承を得ました後、当省のホームページにて公表するという手順を進めたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

なお、会議開始後の撮影、録画、録音等は禁止させていただきますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局を代表いたしまして、自動車局整備課、当課の島整備課長からごあいさつを申し上げます。課長、よろしくお願い致します。

【島整備課長】 ただいまご紹介にあずかりました、事務局を仰せつかっております整備課の島でございます。

本日は、大聖分科会長をはじめ、各委員の皆様方、また関係者の皆様方、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、自動車検査独立行政法人の平成23年度の評価でございます。自動車検査独立行政法人でございますが、平成14年7月に設立されて以降、第1期中期計画、第2期中期計画を経まして、今回、第3期中期計画期間中に突入した初年度、平成23年度の業務の評価ということでございます。どうぞ、評価委員の皆様におかれましては、厳正な審査をお願いしたいと思っております。

また、議事進行につきましては、私ども事務局、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【平井整備課長補佐】 続きまして、検査法人の栗原理事長様よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

【栗原理事長】 評価委員会の先生方におかれましては、ご多忙中、また、この猛暑の

中で、委員会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、検査法人の理事長であります栗原といいます。先ほど島課長がおっしゃっていただいたように、この検査法人は平成14年7月1日に設立し、この7月1日に10周年を迎えました。その7月1日に私は理事長に就任したということで、まだ右も左もという状況ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先程も少し話が出ていましたが、今、23年から27年までの第3期中期という時期に入っておりますが、今回は第1年目に当たる23年度の業務実績の評価について、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

検査法人においては、第3期中期目標に従ひまして、的確で、厳正かつ公正な審査を前提としまして、進展する自動車技術や社会的要請に対応して、検査業務の質の向上、それから街頭検査などを通じた自動車の安全、環境の確保への貢献などを進めております。

さらに、具体的な取り組みにつきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、簡単に紹介させていただきますと、まず不当要求。不当要求につきましては、依然として年間200件程度が発生するという厳しい状況は変わりませんが、毅然とした組織的対応の徹底により、平成22年度比で2割以上削減することができました。私は外部から来たわけですが、実は一番関心したのはこの数字でございます、227件で収まっています。数年前は650件ぐらいありましたが、この頑張りであれば、そのうち2桁にいくのではないかと私は期待しており、これは、なかなかすごい数字であると思っております。

それから、第2期中期目標の期間中に導入した高度化施設というのがございまして、これは大きなテーマでして、全法人を挙げて頑張っている。また、これで取得した検査情報の有効活用に向けて検討を進めております。それで、進展する自動車技術などに対応するために、その改善について検討を進めております。このほか、検査場での事故の防止、それから街頭検査などについても、年度計画に従って各種取り組みを進めているという状況であります。

ざっと言いますと、その辺が簡単な平成23年度の取り組みですが、検査法人におきましては、検査の高度化、それから検査情報の有効活用、それから受検者が安全かつ快適に検査を受けられるような環境の整備、そういったものが、いろいろ取り組む課題としてまだいっぱいあるというふうに認識しております。

本日の審議において、いただいたいろいろご指摘があると思うんですけど、それにつき

ましては、今後の業務運営に反映しまして、さらなる業績の向上や運営の効率化を図っていきたいと考えております。ですから、忌憚のないご意見をいただければ非常に幸いであると思っております。よろしくお願いいたします。

【平井整備課長補佐】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。先ほど申し上げればよろしゅうございましたけど、卓上のこのマイク、トークというボタンを押しますと赤いランプが付きましてスイッチが入っているようになりますので、ご発言の際には、ボタンを押してご発言をいただけますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。この後の議事の進行につきまして、大聖分科会長様をお願い申し上げたいと思いますので、では先生、よろしくお願いいたします。

【大聖分科会長】 それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

私、早稲田大学の代表と申します。よろしくお願いいたします。先ほど理事長の栗原様からごあいさつがございましたけれども、私ども、評価委員の立場から、的確、厳正、公正という審査のあり方、業務の進め方について、質の向上を図っておられるわけでございますけれども、それに対してしっかりした評価をしてまいりたいと思っております。

今回初めての委員の方々もおられますけれども、事務局から事前にご説明頂いておりますので、本日の検討も踏まえて評価を厳正にお願いしたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。審議事項について、事務局のほうからご説明ください。

【平井整備課長補佐】 それでは、本日の議事でございますが、お手元の大きなクリップ止めの1枚目に議事次第が書いてございますが、今年は、23年度、単年度のみのご評価でございますので、1)として、23年度の財務諸表に関する意見について、2)として、同23年度の業務実績に関するご評価について、あと、その他ということになってございます。

一応、終了の目安といたしましては15時40分過ぎ、若干16時前より早めに終わればなと考えております。それでは、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、1番目の議題であります平成23年度の財務諸表について審議を進めたいと思いますので、検査法人の方、ご説明をよろしくお願いいたします。

【福内理事】 自動車検査法人総務担当理事の福内です。

それでは、お手元の資料の14-1、平成23年度の財務諸表、これについて、その概要を説明させていただきます。

まず資料を広げていただいて、1ページ目の貸借対照表をご覧ください。

これは、平成23年度末、すなわち平成24年3月31日現在の数字を整理してごさいます。3段表になってごさいますが、左の欄から右の欄へと、小項目、中項目、大項目ごとに整理した数字を示しております。

それでは、まず資産の部についてご説明します。現金及び預金、未収金などの流動資産の合計が、一番右の欄の上方に示されておりますが、47億8,300万円余りでごさいます。

次に、固定資産につきましては、建物、機械装置、工具器具備品などの有形固定資産、それからソフトウェアなどの無形固定資産、さらに敷金・保証金などのその他の資産を合わせまして、固定資産の合計が、一番右の欄の中央に示されて、245億7,900万円余りとなっております。これら資産の総合計で293億6,300万円余り。近畿検査場の建て替え、あるいは高度化関係施設の整備などによる資産の増加がありました一方で、固定資産の減価償却などが進み、前年度対比で27億円余りの資産合計の減少となっております。

次に、負債の部についてご説明します。まず、未払金、前受審査手数料などの流動負債の合計が、一番右の欄の中央下に示されており、30億8,600万円余りでごさいます。

次に、固定負債につきましては、資産見返運営費交付金、これは国からの運営交付金で取得した固定資産の残存簿価合計に相当しますが、これが56億2,900万円余り、さらに退職給付引当金が18億円余りなどで、固定負債の合計は、一番右の欄の中央下に示されており、98億400万円余りとなっております。これら負債の総合計で128億9,100万円余り。未払金の減少、退職給付引当金の取り崩しなどで、前年度対比で14億円余りの負債合計の減少となっております。

次に、純資産の部についてご説明します。まず、資本金は、法人設立時の現物出資の額がそのまま120億3,000万円余り。

次に、資本剰余金は、国からの施設整備費補助金により、審査場の建て替えやマルチテスタなどの整備を行っていますが、これら補助金による取得資産の累計額から毎年度の減価償却の累計額などを差し引きまして、一番右の欄の下の方に示されておりますが、30億4,300万円余りでごさいます。

さらに、利益剰余金は、平成22年度までの前期中期目標期間からの繰越積立金8億6,400万円余りに、23年度の当期総利益5億3,300万円余りを加えまして、13億9,700万円余りとなっております。

したがって、純資産の合計は、これらを合計して、一番右の欄の下から2行目に示されておりますが、164億7,200万円余りとなります。その結果、負債と純資産の合計は293億6,300万円余りとなりまして、先ほどの資産合計額と一致してございます。

次に、2ページの損益計算書をご覧ください。平成23年度の当検査法人の運営状況を示す数字をまとめてございます。まず、経常費用は、大きく検査業務費と一般管理費に分かれます。まず、検査業務費は、各検査部及び各事務所に係る費用であり、右から2番目の欄の中央上に示されておりますが、合計で89億7,500万円余り。前年度比4億円余りの増加になってございますが、これは維持・修繕費や減価償却費の増加が主な理由でございます。

次に、一般管理費は、検査法人の本部と八王子実習センターに係る費用であり、右から2番目の欄の中央下に示されておりますが、9億5,600万円余り。そのほか支払利息60万円余りと合わせまして、経常費用合計は、一番右の欄の中央下に示されており、99億3,200万円余りとなっております。

経常収益につきましてですが、金額的には審査手数料収益が一番大きく91億1,050万円余りで、前年度比1億6,000万円余りの減となっております。次に大きいのが資産見返債務戻入、これは国からの運営交付金で取得した資産や国から贈与を受けた資産について、減価償却等を行った場合に、対応する債務勘定からこれに相当する額を差し引いて毎年度収益化しているもので、9億9,200万円余り。さらに、研修の受託収入や受取利息などのその他の収益を加えまして、経常収益合計では、一番右の欄の下方に示されますが、101億8,200万円余りとなっております。

経常利益は、この経常収益から先ほどの経常費用を引きまして2億5,000万円余りでございまして、これが当期純利益となります。

この当期純利益に、前期中期目標期間繰越積立金から前期中期目標期間中に自己収入で取得した資産の今期の減価償却額に相当する額などの2億8,200万円余りを取り崩しまして、これを加えて、当期総利益は、一番右の欄の下、最終行に示されておりますが、5億3,300万円余りとなります。

次に、3ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。これは平成23年度の当

検査法人の実際の資金の収入、支出がどうであったかというものを示す計算書でございます。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローは、先ほどの損益計算書をもとに、審査手数料収入などのキャッシュインから自動車検査業務支出などのキャッシュアウトを引きまして10億3,700万円余りのプラスになってございます。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出などが施設費による収入などを上回り、また、定期預金の預入を新たに10億円追加したことなどから35億7,400万円余りのマイナスとなっております。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、パソコン、サーバーなどのリース債務の返済による支出があり、2,400万円余りのマイナスとなっております。

これらの結果、資金の期末残高としましては、16億8,300万円余りとなっております。

次に、4ページの利益処分に関する書類をご覧ください。先ほどご説明しました損益計算の結果の当期末処分利益、これは当期総利益になりますが、5億3,300万円余りにつきまして、独立行政法人通則法の第44条第1項により積立金として整理することとしまして、この後、国土交通大臣のご承認を受けて、実際に利益処分することとなります。

次に、5ページの行政サービス実施コスト計算書をご覧ください。これは法人の業務運営について、実際の現金の出入り以外にも最終的には国民の負担に返せられるコストがあることから、これらを含めましてトータルでまとめた計算書でございます。

まず、業務費用は、損益計算書に計上しました法人の活動費から審査手数料等の自己収入を控除したもので、一番右の欄の中央に示されておりますが、7億4,900万円余りとなります。これに損益外で計上している国からの補助金で整備した施設などに係る減価償却相当額26億円余り、さらに損益外で計上している資産除去債務に係る利息費用相当額4,800万円余りなどを加えて、さらに機会費用、すなわち、当法人が国から無償で借りている土地などを仮に市場で借りたとした場合の支出費用、あるいは国からの出資相当分を仮に実際に市場で借りたとした場合の利息費用、こういった機会費用25億円余りを加えました結果、当法人の行政サービスの実施コストは、一番右の欄の下に示されておりますが、58億7,600万円余りになるとの計算結果になります。

以下、6ページから8ページまでが注記事項、9ページから19ページまでが附属明細書、それから、20ページ以下は添付書類としまして、まず21ページには官庁会計ペー

スでの決算報告書が付されてございますが、これらについてのご説明は省略させていただきます。

次に、22ページ以下は事業報告書でございます、例えば25ページの中央辺をご覧くださいますと、常勤職員の状況として、平成23年度末で815人、うち国などからの出向者が814人となっております。

それから、25ページからは、簡潔に要約された財務諸表と財務諸表の科目の説明、29ページからは主要な財務データの経年比較などが載せられています。

31ページの中央の5、事業の説明の①のところをご覧くださいますと、例えば平成23年度の年間実績として、全国93カ所の検査部及び事務所での審査件数が735万件、街頭検査が12万6,000件に上ることが示されてございます。

32ページには、平成23年度の施設整備等の実績として、近畿検査部の検査場の建て替え、マルチテストなどの審査機器の更新、さらに審査上屋の改修といった概要が表になってまとめられております。

最後に、今期決算につきまして、当法人の監事の意見が34ページに、会計監査人の意見が36ページから37ページにそれぞれ添付されていますが、いずれも当法人の財務諸表については、独立行政法人会計基準等に準拠して作成され、当法人の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認める旨のご報告をいただいているところでございます。

以上、簡単ですが、平成23年度財務諸表の概要説明を終わらせていただきます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか、検査法人の監事の方にもご出席いただいておりますので、検査法人の財務諸表の説明について、何かございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

【本澤監事】 監事の本澤でございます。先ほど説明がありました財務諸表につきましては、監事意見書のとおりでございます、私ども監事も理事会あるいは検査部長会議等の重要な会議に出席しております。また、関係帳票類のチェック、それから本部や地方の事務所におきます財産状況の確認等によります監査の結果、この財務諸表は適正に表示されているものと認められました。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの財務諸表につきまして、ご質問、あるいはご意見がありましたらよろしくお願したいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ないようですので、これで皆さん特段ご意見はないということで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大聖分科会長】 それでは、事務局のほう、お願いいたします。

【平井整備課長補佐】 議事次第1、ありがとうございました。

それでは、もう既にご退席をいただいておりますけれども、傍聴の方がいらっしゃいましたら、ここでご退席のご案内ということになります。

続きまして、議事の2、メインの事項でございますが、引き続き業務実績に関する評価についてお願いいたします。

【大聖分科会長】 はい。それでは、今ご説明ありました、平成23年度業務実績に関する評価について始めたいと思いますので、事務局のほうから評価の進め方に関してご説明願います。

【平井整備課長補佐】 はい。昨年この場でご説明をさせていただいておりますので、委員の皆様方には十分ご承知おきかとは思いますが、改めて簡単にご説明をさせていただきます。

基本的には、当評価委員会の開催に当たり、各委員の皆様方には事務局及び検査法人のほうから事前説明をさせていただいております。それをもとに、各委員の皆様方から事前の評価をいただいております。それを本日はベースに、最終評定に向けてご審議をいただくことになろうかと思っております。また、業務マネジメントに関して、国交省としてパブリックコメントで7月6日から19日まで意見募集をしておりましたが、これに関して特段の意見提出はございませんでした。

なお、その評価方法でございますが、いま一度ご説明をさせていただきます。一昨年度より、従来の点数方式から、CからSSまでのアルファベット記号による5段階評価方式に変わっております。参考資料14-3にもそのことが書いてございますし、自己評価の最終のところにもその記号の説明等が書いてございます。いま一度簡単に申し上げますと、中期目標・年度計画に従いまして、順調に業務を実施し、着実に実績を上げている場合にはAの評価といたします。

それを超えて、目覚ましく業務を実施している場合、優れた実績と認められる場合にはSの評価をするということでございます。したがって、Sの評価に当たりましては、単に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価をすべき付加的な実績・内

容が必要だということになっております。

さらに、中期の目標や年度計画において想定をしていなかった範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて、事前には実現することが極めて困難と考えられたような実績を上げており、事後的に、後から見直してみても当該実績を上げることが異例だったと考えられるような場合には、特筆すべき優れた実績ということで、SSをつけることも妨げないとなっております。

なお、独立行政法人に係ります閣議決定や政独委、政独委と申しますのは総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の略称でございますが、からの年度評価意見や関心事項などの政府方針に対する検査法人の取り組み状況につきましては、あとの資料の実績評価調書の別紙として、A4の横紙になりますが、当分科会から国交省の独法評価委員会に提出する予定としてございます。

本日の審議の進め方でございますが、まずは検査法人より、自己評価及び23年度の政府方針に対する取り組み状況における自己評価の説明をいただき、その後、委員の皆様方に評価のご審議をいただきたいと考えております。なお、委員の皆様方による評価の審議の際には、検査法人にはここから一時ご退室をいただき、我々事務局と委員の先生方だけで評定の審議をさせていただきたいと思っております。

いま一度、繰り返しになりますが、最初に法人さんからの自己評価の説明、適宜質疑応答を当然挟みます。検査法人ご退室の後、評価の審議をいたします。評価を取りまとめた後、検査法人様には再入室をしていただきまして、評価結果の報告、取りまとめ、最終報告という流れになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、議題2の評価につきまして、事務局からご説明があったとおり進めさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【大聖分科会長】 はい。それでは、進めてまいりたいと思います。

最初に、概要を簡単に説明した後で、検査法人のほうから自己評価結果及び政府方針に関する取り組みを説明していただくということでございますが、よろしいですね。

【平井整備課長補佐】 はい、お願いいたします。

【大聖分科会長】 それでは、これまでの前半部分の業務実績についてのご説明に関しまして、お願いしたいと思います。

【戸澤理事】 企画審査を担当しています戸澤でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、資料14-2のA3の資料に、23年度の業務実績の概要、全体の構成なり、そして主要なポイントをまとめたものでございます。ちょっと項目が多いので、全体の状況を、概括していただくため、こちらのほうを私のほうから簡単に説明させていただきまして、その後、資料14-3、23年度計画の自己評価、こちらのほうで一項目ずつ自己評価も含めて説明させていただいて、質疑応答というふうにさせていただければと思っております。

まず、資料14-2のA3をご覧くださいと思います。これはサービスその他業務の質の向上となっております。これは5つの項目からなっております。1番目は、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底ということで、私ども法人の中で一番基本となる事項でございます。

項目としましては、まず、いわゆる基準がございます。これは国が定めました保安基準というのがございますが、これが年数回改正されますけれども、それに対応して審査事務規程を改正するというところでございます。これはきっちり行っております。

基準改正は、現在、国際基準に整合させるということで、非常に複雑化しており、また、改正の頻度も多いというようなこともございます。したがって、特に23年度におきましては、そういう対応をするために、検査時に基準を容易に閲覧できるような、そういうタブレットPCを準備しまして、各事務所に配付したところでございます。

次に、不当要求の関係でございます。これは理事長からも話がございましたように、我が法人特有といえますか、全国において、一時は500件を超える600件ぐらいの件数があったわけですが、23年度におきましては227件ということで、対前年と比べましても22%の減というような状況でございます。

あと、やはり職員の技能向上、意欲向上、こういったモチベーションをいかに上げるかというところ辺が大事でございまして、能力向上につきましては、特に新規採用の方、この方々に早く審査に慣れていただくというようなことを目的としまして、eラーニングシステムというのを構築しまして、実際に活用したというところでございます。

また、職員の意欲向上に関しましては、これは従来から行っておりますが、引き続きでございますが、多様な業績に対して表彰を行う、あるいは業務改善の取り組みに対しまして奨励・支援を行っているところでございまして、この業務改善の中で、特にこれは全国展開したほうがいいと思われるものについては行ったというところでございます。

右のほうに行ってくださいまして、2番目でございますが、業務の質の向上に資する検査の高度化の推進ということでございます。これは大きく2つに分かれてございますが、1つは高度化施設の活用。これは22年度までに高度化関連の施設の全国配備を終了しました。23年度以降は、その本格運用に向けての取り組みを行っている、そして、これを実際に活用すると、そういうような段階になっているところでございます。

このページの一番下の右のほうに絵が書いてございます。高度化施設の概要でございます。この中で、上のほうに新規検査時の車両画像の取得というのが1つございます。これは以前大分問題になりましたが、特に貨物自動車などについては、最大積載量がたくさん必要ということで、新規検査を受けるときには車両の重量を軽くして最大積載量をたくさんとる。新規検査をした後に、実際にお客さんに渡す間に不正の二次架装を行う。例えば燃料タンクを増設するとか、ちょっとしたクレーンをつけるなど、そのような不正二次架装というのが結構業界で相当数やられていたというような実態がございます。このような状況を改善するため、新規検査時に車両の状態がどうであったのかというのを画像で撮り、これをストックし、次の継続検査の際、あるいは街頭検査の際に、その新規検査の状態と現在の車の状態を照合することによって不正二次架装が行われていないかどうかを確認するというものでございまして、23年度におきましては、この運用を開始したというところでございます。

もう一つは、同じ絵の下のほうに記載してございます検査結果についてですが、例えば、機器による検査としてヘッドライトやブレーキ、さらに目視で下回りの損傷状態などいろいろな検査項目がありますが、この検査結果を電子的に記録、保存するというところでございます。

この目的の1つは、検査場における不正受検対策でございます。現在はまだ過渡期でございますけれども、いわゆる検査票という紙に検査結果の記録を書いておりますが、これが改ざんされたり、あと、受検すべき車両ではない車両で受検するといった替え玉受検みたいな、こういう不正というのが毎年絶えません。こういったものを、電子的にIT化を図ることによって、こういう不正受検というのが防げるというのが1つでございます。

さらには、現在、検査法人では概ね年間500万件以上の継続検査を実施しておりますので、相当数の車の不具合情報というのがストックされます。それを分析することによって、車の不具合情報、場合によってはこれがリコールに該当するのではないかとか、あと、実際に検査を行う際に、当該型式についてはどういった点に注意して検査をしたらいいの

かというような、そういう参考にもなるということで、今後はそういった分析に活用していきたいということでございまして、23年度におきましては、全国で運用を一応開始してございます。ただし、これは受検者の方々の問題、私どもの習熟度の問題もございまして、23年度におきましては、まだ途中の段階として午後の検査についてのみすべて電子的な記録をしているという状況でございまして、一応、今年度末には全国でおおむね全車両についてこれを実施するという方向で進めているところでございます。

次に、審査方法の改善についてでございます。これは新技術に対応して審査方法を見直していくということでございまして、23年度におきましては、1つは電気自動車の関係。これは基準が少し厳しくなりましたので、その関係の審査マニュアルを作成しました。

また、大型貨物自動車につきましては、時速90キロ以上の速度が出ないような速度抑制装置というスピードリミッターが装着されておりますが、これに不正が行われているという実態がございまして、その機能確認が行えるようなマルチテストを基本的に開発しようということでございまして、そのための基本仕様というのをまとめたところでございます。

さらに、排ガスの車載式故障診断装置（OBD）の導入の際の課題の取りまとめも行っております。

また、車の改造に係る審査を実際に行っておりますけれども、個々の検査官のレベルアップのために審査マニュアルを作成する予定でございまして、具体的には、その素案を23年度には策定し、実は24年度の7月にはこれを成案としたものでございます。

左側の下のほうにいただきたいと思っております。3番目でございます。受検者等の安全性・利便性の向上ということでございまして、1点目は人身事故を削減しようということでございまして、目標としましては、23年度から27年度までの第3期中期、平均発生件数というのを22年度17件に対して10%減らそうというのが目標でございましたが、23年度におきましては、22年度と同数の17件であったということでございまして、特に職員自身の人身事故というものが多くございましたので、これに関しての危険予知トレーニングというのを実施したということでございまして。

また、コース閉鎖時間の削減ということで、コース閉鎖時間が長くなりますと、受検者の利便性の低下につながりますので、コースの閉鎖時間を短くしようということで、これは目標を達成したというところでございます。

裏のほうのページにいただきたいと思っております。左側の（4）自動車社会の秩序維持ということで、街頭検査の関係ですとか、不正改造車、盗難車両対策への貢献というところ

ころがございます。街頭検査につきましては、年間目標台数11万台に対しまして、15%上回る12.6万台を実施したところでございます。特に、23年度において初めて実施したのですが、東京オートサロンというのが千葉の幕張で毎年開かれており、ここに改造車両が結構集結しまして、近隣の方々から相当苦情が多く出ていることから、千葉県警と国と合同で深夜の街頭検査を実施したところでございます。これは初めての取り組みでございます。123台の車に対して整備命令等を出したところでございます。

1つ飛びまして、盗難車両につきましては、これも以前から取り組んでおるところでございますけれども、盗難が多いと思われるような車種ですとか、車台番号の改ざんの事例、こういったものをイントラネットで全国の事務所で閲覧できるような形にしまして、こういった不正を発見する技能といいますか、技術の向上に努めまして、結果としまして、約200件についての改ざんを発見し、そのうち9台が盗難車であるということがわかっております。

下のほうにいきまして、国土交通省、関係機関との連携強化ということでございます。特にリコール対策への貢献ということで、日常の審査業務において、問題意識を持って審査を実施するということができております。その結果、疑わしいと思われるもの14件について、国交省に報告し、うち5件が実際のリコール案件となったところでございます。

右のほうにいきまして、業務運営の効率化、あるいはその他というところでございます。組織運営につきましては、下のほうに記載しておりますが、定員削減の項目があります。全国で9名の定員削減を実施し、業務量を踏まえ効率的な要員配置を行ったところでございます。

また、随意契約につきましては、真にやむを得ないものを除き、基本的には一般競争入札に移行しているところでございます。

その他、施設整備関係につきましては、先ほども話ございましたが、近畿検査部の検査場の建てかえ工事が終了しまして、今年の12月より実施したところでございます。そのほか、必要なテスト類の老朽更新を行っております。さらに、人事に関しましては、先ほど言いましたように、全体の1%、9名の人員削減、あるいは国家公務員に照らして適正な水準の給与体系ということで、ラスパイレス指数は95.6ということでございます。

以上、概要について私のほうからご説明させていただきました。資料14-3、自己評価につきましては、企画部長のほうから説明させていただきます。

【江坂企画部長】 企画部長の江坂でございます。それでは、私のほうから、資料14-3、23年度計画の自己評価の資料に基づきまして、年度計画の項目ごとの実績、そして自己評価の内容につきまして、ご説明申し上げます。実績の詳細につきましては、資料14-4、23年度業務実績報告書に書かれておりますので、ぜひご参照いただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、資料14-3をお開きください。横長の表資料となっております。この資料の構成でございますが、一番左が中期計画、そして左から2番目の欄が中期計画につきまして定めました23年度の計画、そして、1つ飛びまして、右から2つ目の欄が評定理由とございますが、ここに主に23年度どんなことをやったかということをもとめてございます。右から3つ目の評定結果でございますが、業務実績の内容に基づきまして、法人としてどのような評価をつけたかということについて、記載してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから計画の項目ごとにご説明申し上げます。まず、1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置でございます。最初の中項目(1)的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底、そして①、小項目でございますが、最初が検査における信頼性の維持・向上でございます。ここは、さまざまな検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施、業務の質の向上に向けた取り組みを推進するという、基本理念とも言えます総論的な項目でございます。

この実績といたしましては、具体的内容は、まさにこれからご説明申し上げますけれども、電気自動車などの新技術に対応した審査方法の改善、街頭検査の強化、盗難車両対策の貢献などを的確に行いまして、業務の質の向上に向けた取り組みを推進していると考えておりまして、Aという自己評価をさせていただいております。

2つ目、②新基準等に対応した審査方法の整備等でございます。これに関しましては、計画に基づきまして、道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応した審査事務規程を改正し、さらに職員に対する教育も行っております。

さらに、複雑化する基準に対応するために、特に基準が複雑な灯火装置につきまして、検査時に車両が適用される基準を容易に検索・閲覧できますソフトウェアを開発し、かつ、それを搭載したタブレットPCを事務所に配付いたしました。

以上のとおり着実な実施状況にあると考えまして、Aという自己評価をしております。

次に2ページ目で、③不当要求防止対策の充実でございます。これも、計画の内容に従

いまして、23年度は不当要求対策といたしまして、本部・検査部役職員による調査・指導や、全事務所などにおきまして、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任、警察との連携強化、防犯カメラ、ICレコーダー等の機器の導入、更新などを実施いたしました。特に不当要求が多く発生しております7事務所などの警備の強化、そして全国における103回の緊急事態を想定した実地訓練も実施してございます。

このような各種取り組みの結果、先ほどの説明にありましたが、23年度は前年度比22%減の不当要求の結果となっており、着実な実施状況にあると考えてございます。したがって、Aという評価としております。

次、④人材確保でございます。これに関しましても、計画に基づきまして、国などとの人事交流を法人として円滑に行いました。これによりまして、審査業務の質の向上が期待できる最適な人材確保ができたと考えており、Aという評価をしてございます。

次、⑤職員能力の向上でございます。これは具体的に能力向上のための研修の充実を図るというものでございますが、これにつきましても、計画に従いまして、まずは職員の検査業務の習熟度に応じた研修等を引き続き実施し、特に電気自動車の研修は拡充いたしました。

次に、新規採用者に対する研修を補完するために、審査における安全作業のeラーニングシステムを初めて構築し、活用を開始してございます。具体的には、研修を補完するためさまざまな車両の検査における注意点、不正改造や不正受検の実例、対応策等を能力向上のためのeラーニング資料として作成いたしまして、イントラネットに掲載し、全国の職員による活用を推進してございます。

この項目に関しましては、S評価の理由として書いてございますけれども、特にeラーニングシステムにおきましては、当初の計画では試行的活用としておりましたが、試行的のみではなく、既に研修に組み入れ、また、能力向上の自習資料もさらに上積みとして作成しているというところから、すぐれた実施状況にあると判断いたしまして、Sという評価をさせていただいております。

次、⑥職員の意欲向上でございます。これにつきましても、計画に従いまして、まずは業務への取り組み意欲の向上を図るために、多様な業績を取り上げ、理事長から表彰を行っております。具体的には、リコール、不審事案の発見に際しすぐれた業績が認められた職員3名、さらには連続無事故を達成した10の事務所、そして高度化施設を積極的に活用し不正二次架装車両の発見に努めた1事務所、以上に対しまして表彰いたしました。

また、本部から業務改善に向けた取り組みも奨励・支援しておりまして、その結果、検査を効率的に実施するための器具の製作等、全国で16件の取り組みが行われました。このうち、特にすぐれた取り組みの4件につきましては、理事長表彰を行ったところでございます。

3つ目でございますが、これらの業績改善に向けた取り組みは、イントラネット等によりまして広く全国の職員に展開されております。これによりまして、さらなる意欲の向上を図るとともに、ほかの事務所におきましても、このようなすぐれた取り組みの活用・改善が図られるという体制が整備されてございます。その結果、全国展開も確保されているという状況でございます。

以上のとおり、この項目に関しましては、多くの業務改善に向けた取り組みが行われている点、そして業務改善の取り組みにつきましては、表彰のみならず、その成果を全国的に活用・改善しているという点を当法人としてもすぐれていると評価いたしまして、ここはSという評価をしているところでございます。

次、4ページ目に移ります。⑦内部統制の充実でございます。ここも計画に従いまして、17の事務所への理事長巡視を実施いたしまして、ミッションの現場職員への周知徹底を図りました。

さらに、各事務所に対しまして、内部監査として本部による計画的な調査・指導を17カ所、そして無通告の臨時調査・指導を2カ所、さらに地方の検査部によります調査・指導を33カ所実施いたしました。また、管理業務に特化した本部の調査・指導も6カ所実施したところでございます。さらに、監事監査につきましては、10カ所で行いましたが、これに対応した専門知識等を有する職員が補助を行ったところでございます。さらに、理事会の出席などによりまして、理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を受けました。

次に、その監事監査において把握されました改善点につきましては、規程に基づき理事長より監事に対し3カ月以内に対応を、報告したところでございます。

最後でございますが、WEB会議システムというインターネットの技術を活用した会議システムを活用いたしまして、理事長と遠隔地の地方職員との意見交換を実施し、さらなるミッションの周知等を図ったところでございます。

以上のとおり着実な実施状況にあると考えまして、ここはAという評価としてございます。

次、中項目の(2)に移ります。(2)業務の質の向上に資する検査の高度化の推進でございます。①高度化施設の活用の説明に入りますが、ここは次のページにわたる(ア)から(エ)の項目を総合して、一くくりしての評価としてございますが、説明につきましては、各詳細項目(ア)から(エ)に従いまして説明いたします。

まず、(ア)の不正な二次架装及び不正受検の防止でございます。これに関しましては、不正二次架装対策として導入いたしました車両状態を画像で取得する機器につきまして、全国で運用するとともに、国の自動車検査情報システムへその画像を提供したところでございます。さらに、その画像と実際の車両の照合も開始いたしまして、実際に摘発をしているところでございます。

次に、不正受検の防止に効果がございます検査結果などを電子的に記録・保存する機器につきましては、全国で習熟度に応じた運用を順次拡大いたしました。

次に5ページ目の(イ)検査情報の有効活用でございます。これにつきましては、電子化された検査情報を規程に基づき適正に管理しております。さらに、この有効活用を図るために、抽出すべき情報や、その集計・分析体制等について国土交通省、具体的には整備課さんと連携して検討を実施しているところでございます。

次に、(ウ)でございます。受検者への審査結果の情報提供でございます。これにつきましては、審査結果記録表を試行的に受検者に提供いたしました。さらに、その情報のわかりやすさや、点検・整備に活用できるか等についてアンケートも実施いたしまして、利用者の意見を反映した情報提供の手法について検討を進めたところでございます。

次に、(エ)効率的な運用の推進でございます。この高度化施設の運用に当たりましては、検査項目ごとに要する時間等を調査し、その結果に基づき効率的な運用を実施するために必要な措置を講じ、その効果の検証方法も検討してございます。

以上、多少長くなりましたがこの(ア)から(エ)の実績を総合いたしますと、この項目については、着実な実施状況にあると判断いたしまして、4ページに記載されてございますAという評価としたところでございます。

次に、②審査方法の改善でございます。これも(ア)から、次のページにまたがる形で、(カ)まで詳細な項目がございしますが、評価は②全体として一くくりして行ったところでございます。説明は詳細項目ごとに行います。

まず、(ア)電気自動車等の新技術への対応でございます。これにつきましては、電気自動車の審査事務規程に基づく、安全かつ適切な審査を確保するため、審査マニュアルを策

定いたしました。さらに、この電気自動車に関する研修を拡充したところでございます。

次に、(イ) 大型貨物自動車等の審査の充実でございます。ここは大型貨物車への対応として、速度抑制装置の機能確認が可能であり、制動力やスピードメーター等の審査をより適正かつ効率的に実施できるマルチテストの基本仕様を策定してございます。特に、速度抑制装置に関しましては、不正改造の問題が全国的に指摘されてございますので、この対応ができる機器として期待されているところでございます。

次に、(ウ) でございます。高度化する排出ガス低減技術への対応でございます。ここに関しましては、車載式故障診断装置、いわゆる高度OBDシステムを活用した排出ガスの検査方法の検討といたしまして、受検者の協力のもと、実際の検査時に標準仕様のスキャンツールを活用して故障診断装置に記録された情報を抽出する作業を実施しまして、その詳細の評価などを行いました。さらに、その導入の課題についても取りまとめところでございます。また、この導入に伴いまして、現行のアイドリング排ガス検査を省略することの検証、そして導入効果の検討についてもあわせて進めたところでございます。

次に、(エ) 走行実態に即した審査方法の検討でございます。ここは計画に従いまして、制動力、ブレーキ力の審査方法に関しまして、より一層走行自体に近いものにするという観点から、摩擦係数の高いローラーに変更するなどの改善を実施した検証用の試作器を製作したところでございます。実際の検証は、今年度行う予定としてございます。

(オ) 自動車の改造に係る審査手法の改善でございます。ここも計画に従いまして改造に係る審査マニュアルの素案を策定し、よりの確な審査方法、体制について検討したところでございます。

次に、(カ) その他でございますが、ここは23年5月のベルリンにて開催されましたCITAの総会に役職員を派遣いたしまして、諸外国との情報交換を行うとともに、検査法人の第3期中期計画における取り組みについて情報提供を行ったところでございます。また、さらに、今年3月には検査法人から調査団をフランス、ドイツに派遣いたしまして、欧州の検査場における検査機器の導入状況、検査項目、そして検査情報の活用方策等について調査を行っております。

以上が主な取り組みでございまして、このように(ア) から(カ) の取り組みを総合いたしますと、着実な実施状況にあると評価いたしまして、前ページにあるとおりAという自己評価をしたところでございます。

次、7ページ目の③新たな審査方法の検討でございます。この項目は、計画の下段のほ

うにございますが、新たな自動車検査の導入に資する自動車技術及び検査技術について、幅広い情報収集に努めるというものでございます。これにつきましては、車齢が高い自動車に対する検査項目の候補を検討いたしまして、ブレーキ液の劣化を検知する機器など、必要な機器等の情報収集を行ったところでございます。このとおり着実な実施状況にあると評価してございます。このためAといたしました。

次に、8ページ目でございます。ここから中項目が(3)に移り、(3)受検者などの安全性・利便性の向上でございます。この項目に関しましては、先ほどの説明にございましたが、第3期中期計画では、特に人身事故の防止に重点を置いて対策を実践することとしたところでございます。

23年の取り組みでございますが、まずは重大な人身事故となるおそれがあります、排ガス測定時に受検者が後続車に挟まれる事案をなくすため、排ガス測定器を改良いたしました。具体的には、マット式スイッチなどを導入いたしまして、退避場所に行き、そこに立ってマット式スイッチを踏み続けなければ測定しないというような改良をいたしました。これによりまして、このような危ない事故の発生件数がゼロ件となりました。ちなみに、22年度は2件あったところでございます。

次でございますが、引き続き、安全衛生実施計画の策定など従来からの安全の取り組みを推進いたしました。

3番目でございますが、23年度の人身事故件数ですが、この結果は17件ということで、22年度と同数となっております。なお、このうち受検者の人身事故は5件、言いかえると職員自身の人身事故が約7割というものでございました。

この項目に関しましては、おおむね着実な実施状況と評価いたしまして、Bとしたところでございます。なぜこれをBと評価したということを下に書いてございますが、中期計画の年間平均人身事故の発生件数を22年度比で10%削減すると、中期目標を達成するためには、毎年度の人身事故件数を15件とすることが目安となっておりますが、残念ながら23年度は17件となったところでございます。若干上回ってしまいました。

一方で、冒頭の説明にありましてとおり、排ガス測定時の人身事故など、再発防止策については取り組み成果を上げたというふうに理解をしてございます。

さらに、23年度の人身事故は、職員自身の事故が7割を占めており、この再発防止策として、職員に対して危険予知トレーニングなどの再発防止策を実施・徹底しているところでございます。

今後、このような再発防止策が有効に機能し、職員の事故が減っていくだろうと考えまして、これについては、おおむね着実な実施状況、Bという評価としたところでございます。

次、②の利用しやすい施設と業務運営でございます。最初の詳細項目は（ア）施設・設備の適切な老朽更新などでございます。ここは検査機器の故障などによるコース閉鎖時間を平成22年度比2%以上削減するというものでございますが、これにつきましては、計画に従いまして、故障発生の可能性が高い旧式の検査機器の老朽更新を行っておりまして、さらに、これらすべてに音声誘導装置を装備してございます。この結果、故障によりコース閉鎖時間は、22年度比19%と大きく削減いたしました。このとおり着実な実施状況にあると考えまして、Aという評価としております。

次に、（イ）利用しやすい施設の整備でございます。これも計画に従いまして、平成23年度に更新した自動方式検査機器には、すべて音声誘導措置及び機器等名称看板を装備いたしました。また、大型貨物車に対応したマルチテストの基本仕様を策定したというのは、先ほどの説明のとおりでございます。

以上のとおり着実な実施状況にあると判断し、Aという評価としてございます。

次に、（ウ）受検者の要望の把握でございます。これにつきましては、検査場をより利用しやすいものとするということを目的といたしまして、検査項目ごとに目的、内容を解説したパンフレットの案を作成し、その内容のわかりやすさなどにつきましてアンケートを受検者に対して実施いたしました。

これについては、着実な実施状況と考えまして、Aという評価としたところでございます。

（エ）でございますが、国土交通省と連携した検査の予約制度の運用でございます。これにつきましては、この予約システムを大きなトラブルなく運用するとともに、ユーザーの利便性の向上や予約制度の適正な運用確保の観点から必要なシステム改善を図ってまいりました。

このため、着実な状況と判断し、Aという自己評価としているところでございます。

一度ここで切らせていただきます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して何かご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。ご質問も含めてお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き残りの事項についてご説明をお願いしたいと思います。

【江坂企画部長】 では、続きまして、10ページの(4)自動車社会の秩序維持から説明を再開させていただきます。まず、最初の小項目①不正改造車対策の強化でございます。さらに、その詳細項目として、(ア)街頭検査の強化について説明いたします。これにつきましては、例年頑張っているところでございますが、23年度におきましても、国交省、そして各県警の協力を得まして、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めてございまして、23年度は12万6,000台の車両について街頭検査を行い、この結果、年度計画に対しまして目標値を14.9%上回るという実績を上げました。

さらに、街頭検査の内容につきましても、深夜の暴走族等を対象といたしました深夜街頭検査、そしてカスタムカーショーの会場周辺、さらには初日の出暴走、また、最近社会問題化してございます旧車会などのメンバーによる不正改造車に対する特別街頭検査など、不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等での社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施いたしました。特記事項でございますが、今年1月に東京オートサロンの開催に伴い千葉県で千葉県警と共同して実施いたしました深夜街頭検査には36名の当法人の検査官が出動いたしまして、その結果、158名の検査を行い、うち123件について整備命令書等を交付するという多大な成果を上げ、大きく報道されたところでもございます。

このように街頭検査の目標台数を達成するだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所などでの街頭検査を実施したという点を高く評価し、すぐれた実施状況Sという評価としたところでございます。

次に、(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動でございます。ここにつきましても、この計画に従いまして4つのカスタムカーショー、具体的には東京、名古屋、大阪、福岡でございますが、このカスタムカーショーに自動車検査官を延べ42名派遣いたしまして、保安基準に適合しないにもかかわらず公道走行ができない旨の表示をしていない展示車両64台に対し、文書による注意喚起をいたしました。さらに、カー用品販売会社3店舗に検査官を延べ9名派遣し、保安基準に適合しないおそれがある33件については、適切な表示などの注意喚起を行ったところでございます。

以上のとおり、ここの項目に関しましても、単純な啓発活動だけではなく、実際に会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意活動を行い、業績を上げているという点を評価いたしましてS、ここはすぐれた実施状況にあるという評価をしたところでございます。

次、11ページに移ります。次の小項目②不正受検などの排除でございます。この項目も計画のとおり、高度化施設を適切に運用するということによりまして、不正受検の排除に努めていると考えており、着実な実施状況にあると評価してございます。ここはAとしたところでございます。

次に、③その他でございます。最初の詳細項目が、(ア)盗難車両対策への貢献でございます。これも計画に従いまして、まずは盗難防止に貢献するという観点から、イントラネットを通じて盗難が多いと思われる車種や改ざん事例の全国展開などの確認能力の向上を図ったところでございます。さらに、本来の字体とわずかに相違した車体番号の改ざん等も発見しております。

この結果として、車台番号の改ざんなどを全国で199件発見いたしまして、国交省の地方支局などへ通報を行うとともに、連携をして調査にも協力してございます。これらの結果、盗難の疑いがある車両15台につきましては、国交省の支局などから警察へ通報が行われまして、そのうち9台が盗難車であることが判明するという成果を上げることができました。

このとおり、車台番号の改ざん等の発見は非常に高度な技術が必要でございまして、その事例の全国展開、そして、その技術の伝承をイントラを活用して行っているという点を評価いたしまして、すぐれた実績Sと評価しているところでございます。

次に、(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上でございます。ここも国の各種キャンペーンに参画するという計画に従いまして、春秋の全国交通安全運動に参画したほか、不正改造車排除運動、点検整備推進運動など、国が行う各種キャンペーンに積極的に参加し、審査業務に関する理解の向上に努めたところでございます。さらに、審査事務規程等自動車の審査に係る最新の情報をホームページに掲載してございます。さらに、深夜街頭検査の実施結果に関するインターネットによる広報を延べ21回行いまして、広報の強化も図りました。

以上のとおり着実な実施状況にあると判断いたしまして、Aという自己評価としてございます。

次に、中項目に移りまして、12ページ(5)国土交通省、関係機関との連携強化でございます。最初の項目が①リコール対策への貢献でございます。ここに関しましては、国交省のリコールに該当する不具合の早期発見、そして迅速なリコールに役立つように、日常の審査業務におきまして、全国の事務所において、問題意識を持って審査を実施し、情

報収集に努めているところでございます。特に各事務所からの車両ふぐあい情報を精査し、その原因が車両の設計などにあると思われる情報14件につきましては、国交省に不具合情報として報告を行いまして、この結果、5件がリコールとされるというような成果につながることができました。

このように、このリコール事案の発見につきましては、日々の審査業務において問題意識を持って業務を行うことが必要でございまして、業績表彰の制度、そして事案のイントラネットへの掲載などを通じ、その醸成によく努めているということを評価いたしまして、ここはすぐれているSという評価としたところでございます。

②効率的な実施体制の検討でございます。ここは計画に従いまして、制動力の検査方法の改善などの検査方法・機器の改善等に係る調査研究を交通安全環境研究所と連携して実施しております。

このため、着実な実施状況にあると判断し、Aという自己評価としてございます。

次に、③点検・整備促進への貢献等でございます。この項目も計画に従いまして、受検者の点検・整備を促進するという観点から、高度化施設で取得した検査情報を提供する手法について検討を行いました。さらに、街頭検査、各種キャンペーン等の機会をとらえまして、国交省と連携して啓発活動を行ってございます。さらには、国交省が行う指定工場の検査員研修等に検査官を講師として派遣し、日常業務においても指定整備工場等からの審査事務規程の内容に関する質問にも対応したところでございます。

このように着実な実施状況にあると判断し、ここはAという自己評価をしたところでございます。

次に、大項目2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置に移ります。最初の中項目(1)組織運営、最初の小項目が①要員配置の見直しでございます。この項目に従いましては、中期目標に記載されております要員の削減の目標、具体的には平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減などの人件費に関する取り組みを23年度も引き続き実施する観点から、人員の削減を行いました。その際、さらには各事務所の業務量を踏まえた効率的な配置も行ったところでございます。

以上のとおり着実な実施状況にあると判断し、Aという評価としたところでございます。

次に、②その他実施体制の見直しでございます。この項目は、具体的に本部を現在の四谷から23区外に移転させるということについて検討して、結論を得るというものでございますが、この本部の移転に関しましては、23年に検討を行いました。その中で、「独

立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)において、交通研との統合等が決定したという、こういう状況の変化を踏まえまして、組織の見直しに係る検討に応じて、改めて検討を行うと整理をしたところでございます。

以上のとおり着実な実施状況にあるという検討を行ったということから、Aという評価としたところでございます。

次に、(2)業務運営の項目でございます。①一般管理費及び業務経費の効率化目標でございますが、これにつきましても、中期計画に従いまして、全国的に調達可能な役務や物品につきましては本部で一括的に調達するとともに、出張においてはパック商品等の利用促進、さらにコピー用紙の両面使用などによる経費削減を図ったところでございます。さらには、予算の執行状況を踏まえ、四半期ごとに配賦額を調整することで経費の抑制を図りました。加えまして、検査機器関連消耗品の在庫管理の徹底も行い、経費削減に努めているところでございます。

以上のとおり着実にやっていると評価し、Aという評価といたしました。

次に、②随意契約の見直しでございます。これも国における見直しの取り組み、具体的には平成21年11月閣議決定「独立法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえまして、契約監視委員会において点検・見直しを実施するとともに、新たな随意契約の見直し契約に基づきまして、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行してございます。加えまして、公告期間の延長、業界新聞などを通じた周知などにより、応札者の増加に努めております。

このように着実な実施状況にあると評価し、Aといたしました。

次に、③資産の有効活用です。具体的には研修施設を有効活用するというものでございますが、これにつきましては、研修施設でございます中央実習センターの一部施設の貸し出しを促進するために、ホームページへの掲載を実施してございます。さらには、将来的な自己収入の増加を図るため、この実習センターの食堂施設の一般利用を促進するため、一般利用ができることにつきまして、掲示などによる外部への広報を行い、実際にも一般利用を確保しているところでございます。

このように着実な実施状況にあると判断し、Aという自己評価をしてございます。

次に、受益者負担の適正化の検討でございます。具体的には手数料の適正化に資する検討を行うというものでございますが、これにつきましては、この適正化の観点から、現在、1回の申請で同じ日であれば再検査を2回受けることが許されている運用に関しまして、

実態の調査等を実施したところでございます。

以上のとおり着実な実施状況にあると評価し、Aといたしました。

次に、⑤その他業務運営の効率化でございます。この項目は、いわゆる公共サービス改革法に基づく市場化テストとして民間委託しております中央実習センターの管理運営業務、そして自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務、具体的には関東検査部管内23事務所の機器の管理業務でございますが、これを適切に行っていくというものでございます。これについては、毎月委託先から事業の実施状況について報告を受けるなどにより、適切に管理をしていると考えてございます。

さらには、検査機器の保守管理業務につきましては、民間競争入札の実施拡大が可能と考えられる候補地域として、中部検査部又は近畿検査部管内を抽出し、年度計画どおり、その評価をいたしました。

また、自動車検査予約システムの適正な運用による業務の平準化等を図るため、このシステムの改善を実施しているところでございます。

以上のように着実な実施状況にあると評価いたしまして、Aという自己評価としております。

次に、3番目、予算でございます。予算の項目に関しましては、予算をもとに計画的かつ適正に執行していると自己評価し、着実な実施状況、Aという評価としてございます。

続きまして、4、5、6の項目については、すべて該当なしという結果でございますので、説明を省略いたします。

16ページに移りますが、7. その他業務運営に関する重要事項でございます。(1) 施設及び設備に関する計画です。この項目につきましては、この表にありますような計画に従いまして、計画的かつ適正に執行いたしました。これにより着実な実施状況にあると認めまして、Aという自己評価としたところでございます。

次に、(2) 人事に関する計画でございます。この項目でございますが、小項目②のほうの人員に関する指標に掲げられております、行政改革推進法に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に関する取り組みを23年度も引き続き実施するという観点から、人員の削減を行ってございます。

また、役職員の給与に関しましては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなっております。具体的には、ラスパイレス指数が95.6となったところでございます。

以上のように着実な実施状況にあるというふうに評価しております。

以上が23年度の業績の自己評価の説明でございます。

18ページ、縦の資料でございますが、以上の業務運営の評価の総合的な判定でございますけれども、全体で33の評価項目がございましたが、そのうちSの評価は6項目、Aの評価は26項目、Bが1項目でございました。全体の評価に関しましては、評価の最頻値をもって全体評価とするという原則となっておりますので、それに従いまして、総合評価としましてはA評価というふうにしてございます。18ページの右下のところにAというふうに記載したところでございます。

以上が業績の自己評価の説明となります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、次のページでございます。総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点、そして23年度の業務実績評価の具体的取り組みについての対応に関する説明でございます。これは政独委から確認すべき点という形で通知されました政府方針等、表資料の一番左でございますが、この確認すべき点に従いまして実績をとりまとめ、さらにその自己評価を行ったというものでございます。なお、ここの確認事項に関しましては、先ほどの業績評価の項目とも重なる点がございますので、重なる場合には省略という形とさせていただきます。

まず、1/6ページの最初の2つの丸でございますが、ここは業績評価説明と重なっておりますので省略させていただきます。

3つ目の公益法人等に対する会費の支出についてから説明をいたします。これは「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直しをしたかどうかというものでございますが、これについては法令で義務づけられている講習など、真に必要なものを除き公益法人に対し会費に類する支出を行わないということをしてございまして、これは妥当という評価としたところでございます。

次に、2. 財務状況です。まず(1)の当期総利益です。これは当期総利益の発生要因等、そして、その当該要因について問題などがないかというものでございますが、これは最初の財務諸表の説明にございましたが、当期総利益は、基準適合性審査の手数料収入、いわゆる自己収入と業務運営経費の差により生じた前中期計画期間中に自己収入によって取得した固定資産の減価償却資産などに対応するものでございまして、運営に問題がある

ことによるものではないというふうに考え、妥当と評価しております。

さらに、(2) 利益剰余金でございます。利益剰余金が法人の性格に照らして過大ではないかという観点からの確認でございますが、実績といたしましては、利益剰余金は13億9,800万円となっております。うち11億4,800万円は前中期期間中に自己収入で整備した固定資産の減価償却費などとして繰り越すことが認められたものでございます。また、今後、自己収入で整備した固定資産の減価償却費が増額する一方、検査対象車両数の減少などにより自己収入が減るということを踏まえますと、過大な利益とは言えないと考えてございまして、妥当と評価いたしました。

次、2/6ページに移ります。最初の繰越欠損金は、該当ございません。

次、(3) 運営費交付金債務でございますが、最初の項目は、これも先ほどの業績評価と重なりますので省略いたします。また、これは該当ございません。

2つ目の運営費交付金債務と業務運営との関係についての分析でございますが、運営費交付金の使途は、検査機器の老朽更新などに限られており、23年度における交付金債務2,900万円のうち、1,400万円は足立事務所の傾斜角度測定上屋の工期延長に伴う検査機器の未納によるものであり、翌年度、収益化の予定でございます。また、これ以外の運営費交付金債務は、契約差額によるものでございます。このため中期計画の最終年度に全額収益化し、国庫納付する予定でございます。

以上により、これは妥当という評価としてございます。

次に、3. 保有資産の管理・運用等でございます。(1) 保有資産全般の見直しのア、実物資産です。これは職員宿舎の見直しでございますが、当法人は職員宿舎を保有しておりませんので、該当ありません。

3/6ページでございます。最初の項目ですが、これは実物資産の利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証でございますが、この項目は実は21年度の評価でも同じような指摘がございまして、検証を行いました。そのときと同様、現状におきましても、保有する実物資産につきましては、日常の検査業務や研修に不可欠なものでございまして、妥当という評価としてございます。

次に、イ、金融資産でございます。運営交付金債務と欠損金との相殺状況に着目した点検ですが、これは23年度の損失や資産の評価損等が発生しておらず、該当ございません。

ウ、知的財産等は、すべて該当ありませんので省略いたします。

(2) 資産の運用・管理でございます。ア、実物資産については、活用状況等が不十分

な場合は、原因が明らかにされているか、妥当性ということを確認しなさいというものです。これは保有する実物資産、具体的には中央実習センターにつきましては、日常の検査業務、そうした研修に活用してございまして、十分活用しております。このため該当なしと評価してございます。

次の項目は、これは業績評価で説明しましたので省略いたします。

イの金融資産とウの知的財産等は、これはすべて該当なしとなっておりますので割愛いたします。

次に4番の、人権管理費です。(1)総人件費は、先ほどの業績評価で説明しましたので省略いたします。

(2)その他でございしますが、法人の福利厚生費の問題ですが、これは22年度も同じ評価をしましたがけれども、法定外福利厚生費は、国と同水準で問題なし。妥当と考えてございます。

5番の契約でございします。(1)契約に係る規程類、体制でございしますが、この規程類につきましては、きちんと整備しております。さらに本部役職員による事務所への調査指導、監事監査等で、その適切性を事後的にも確保してございます。このため妥当と評価してございます。

次の項目、契約事務手続に係る執行体制でございしますが、これに関しましては、一定額を超える随意契約を実施する場合は契約審査委員会の意見を徴するとしてございまして、これは妥当な取り組みをしていると評価しております。

(2)随意契約見直し計画でございします。これは評価調書のほうで先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

次、(3)個々の契約でございします。個々の契約の競争性・透明性の確保でございしますが、これはすべて入札公告、落札結果等を公表してございまして、さらには契約監視委員会においても評価を受けておりますので、妥当と評価してございます。

6番、内部統制でございしますが、これは評価調書で説明いたしましたので、省略いたします。

7番、関連法人の項目は、すべて該当ございません。

8番、業務改善のための役職員のイニシアティブでございしますが、ここは自然災害等に関係するリスクへの対応といたしまして、緊急連絡要領や不当要求、安全対策に関するマニュアルを策定いたしまして、妥当な取り組みをしているというふうに評価したところで

ございます。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの後半部分の業務実績についてのご説明に対して、ご質問があればお伺いしたいと思います。

【平井整備課長補佐】 すみません、事務局から1点お願いがございます。業務実績報告書の18ページでございます課題や改善点、ご意見の部分についても、簡単でよろしゅうございますので、ご説明をお願いいたします。

【江坂企画部長】 はい。すみません。では、先ほど省略してしまいましたが、説明いたします。

18ページの総合評価の表の下のほうにあります課題・改善点に関する意見等でございますが、このように自己評価いたしました。高度化施設を着実に運用し、不正な二次架装及び不正受検を防止する必要がございます。また、高度化施設によって得られた検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供等の取り組みを進めることが必要でございます。

街頭検査の強化や盗難車両対策、リコール対策、点検・整備促進への貢献などにつきましては、検査法人ならではの業務であり、引き続き、重点的に実施することが必要です。

さらに、車検場における人身事故につきましては、不慣れな方も受検に来ること、職員が複数の検査コースを担当するなど業務がふくそうしておりますことから、管理が難しい部分もありますが、中期目標を達成するため、事故原因の分析、有効な再発防止策の検討・推進が必要と考えます。

さらに、総務省政独委の「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取り組みについて」などにつきましても、先ほど説明のとおり適切に対応していると認めているところでございます。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【委員】 前半のところを教えてほしいんですけども、1つは、新しい基準ができたときのタブレットパソコンを事務所に配付しているということで、その内容と、その下のeラーニングのシステム、大体の内容、ある程度重なった部分があるのかなのか、そして、これは民間との関係で利用はどんなふうにお考えになっているのか、お聞かせ願え

ればと思います。

【戸澤理事】 タブレットPCとeラーニングの関係という点についてでございます。タブレットPCというのは、まさに検査を実施している現場に置いておき、検査官が基準を確認する際に、そのタブレットPCを利用しております。灯火器関係の基準だけでも、方向指示器だとか、車幅灯とか、前照灯とか10種類以上の灯火器に関する基準がございまして、それが結構な頻度で改正されております。基準の中身が変わってきていますので、それを全部頭に覚え込むのはなかなか難しい。実際は、審査事務規程という結構分厚いものがあるんですけども、それを現場でめくるのも、受検者の方を待たせるというわけにもいきませんのでなかなか難しい。例えば車が来て、この車の車幅灯に関しての基準がどうだったのかなというときに、タッチパネル方式のタブレットPCで、車幅灯というのを選択して、製作年月日、この車はいつつくられたかによって基準の適用というのが変わります。製作年月日、区分がされていまして、そこを押しますと、車幅灯に関して、当該車両はどのような基準になっているのか。基準というのは非常に正確に書いていますので、それを実際は読み込んでいけばいいんですけども、時間がないので、それをある程度圧縮版にして、概要ポイントのところを読めるようにしており、現場で基準がちょっとわからないようなときに、すぐ検索して閲覧できるというソフトでございます。今は灯火器だけですが、これを毎年、順次広げていこうというふうに思っています。

もう一つのeラーニングの方ですが、ここに2つ書いてございます。1つは、新規採用者の研修の補完ということで、いわゆる審査における安全作業。先ほどもご説明いたしました。うちの職員の人身事故というのが結構多い状況です。したがって、新人にそこら辺の安全作業についてしっかり理解してもらおうという必要があるもので、研修をやっておりますが、それを補完するという形で、このeラーニングシステムがあります。だから、実際に自分がどこまで理解したのかというインタラクティブなシステムですけども、自己評価できるシステムですね。最後にちょっとした試験がございまして、それで何点取ったかを自己確認できる。それを何度も繰り返しできるというような、そんな仕組みでございます。

もう一つの、2ページの下のところに書いてある、不正改造や、不正受検に係る能力向上のeラーニング資料というのをイントラネットに掲載しております。これは先ほどのインタラクティブなeラーニングシステムとは若干違いますが、これも新規採用者、あるいは、国と人事交流していますので、国のほうに行って、久しぶりに検査法人のほうに

戻ってきた、例えば、七、八年ぐらい検査現場から離れていたという方がスムーズに検査に入れるようにしたシステムです。このような検査官が自分で学習できる自主学習教材、自分の好きな時間帯に学習できるという、代物でございます。

【大聖分科会長】 ○○委員がおっしゃるのは、それを民間に開放できないかということをおっしゃっているんですね。

【委員】 その次はそうだと思います。ただ……。

【戸澤理事】 今まだこのタブレットPCしろ、eラーニングにしろ、はっきり言って、まだ開発したばかりのところでございます、完成度を少しずつ充実して上げていくと。その段階で場合によっては民間のほうに拡大する。その場合には、それなりの工数がかかっていますので、当然費用はいただかないといけないと思います。ただし、現在は、まだシステムをつくったばかりでございますので、実際に使っているうちの検査官からの声を聞きながらブラッシュアップし、そして内容を充実するということに注力をして、ある程度完成した段階で、民間車検場をおそらく念頭に置かれていると思うんですけども、そういうところでもある程度ニーズがあるということであれば、そういったところへの展開についても将来課題だと思っています。

【委員】 不当要求のところ、eラーニングの2番目に言われた部分は、本部で集めて、今まで資料を大分修正されたと思うので、それをコンピューターでだれでも見られるような形でやっていくということはいいことかなと思っていましたので、わかりました。だから、確かに私も拝見したことがありますけど、分厚い審査事務規程の本を一々開いていて、何年度の基準対応だと判断するのは、これはもう大変なことだろうと思ったんですけども、それは今風のパソコンを使ってということで聞いたので、大変よくわかりました。結構です。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、○○先生。

【委員】 今のに少し関連した質問ですけど、eラーニングの内容というのは、今、新技術がいろいろ出てくると、どんどんアップデートして、中身を常に最新にしておくということが非常に重要なと思うんですけども、そこら辺の仕組みというのは、どのように今やられているのでしょうか。

【戸澤理事】 おっしゃるとおりでございます、最初つくっただけでは、やっぱり1年、2年、3年とたちますと陳腐化するといえますか、基準も変わり、そして対応する技

術も変わってきますので、それをいかに最新なものにアップデートするかということが非常に重要だと思っています。

実は、先程のタブレットPCにしる、そしてあとの安全作業のeラーニングシステム、そしてもう一つ、不正改造や不正受検対策の関係でイントラに掲載している資料でございますが、これは本部が中心になっておりますが、全国各地にある検査部にある程度担当していただいて、本部は全体のコントロールという形で、全国にある程度分担していただくというやり方で行っております。今後、アップデートについても、そういう形をとろうという考えでございます。

【委員】 ちょっとよろしいですか。確かにそのとおりだと思うんですけど、例えば使っているうちにその情報も集約していつているような、使用者の使ったものもフィードバックするような仕組みになっていると、さらにいろいろ情報が集まるのではないかなという気がしたもので。

【大聖分科会長】 そうですね。どれぐらいアクセスしているかというようなことですね。どれぐらい活用しているかということも、実はカウントできるわけですね。

【戸澤理事】 はい、わかりました。

【江坂企画課長】 いわゆるアクセス件数のカウントについては、現在ついておりませんが、今後、改修し、つける予定としておりますので、どれぐらいアクセス件数があったか等も踏まえて必要な改修をしていきたいと考えております。

【大聖分科会長】 そうですね。我々も教育の現場では、毎年同じ授業をやっているわけじゃありませんで、少しずつ更新といいますか、改めているわけですね。どうぞ。

【委員】 10ページのところの(イ)のほうです。不正改造車撲滅のための啓発活動というところで、カスタムカーショー等に派遣して注意喚起というところはよくわかったんですけども、次のカー用品販売会社への臨検みたいな、臨店みたいなところ、ここは去年の評価のときはもう少しざらんになっていたように記憶しているんですが、ここら辺はどの程度年度、年度で見えていくのかというようなポリシーですね。そこら辺と、全体の人的なマンパワーの問題もおありになるかと思っておりますので、そこら辺の全体のバランスをどう考えていらっしゃるのかというところをちょっと教えてください。

【戸澤理事】 委員ご指摘のとおりでございますが、23年度はカー用品販売店への査察みたいなものですが、これは3店舗ということで、それまで大体10店舗から、多いときは18店舗ということで、どちらかというところと少しずつ増やしていった傾向にございます。

基本的には、本部だけでなく、各検査部がありますので、各検査部にある程度ノルマを言
って基本的にはある程度計画的に増やしていく方向できておりました。

ただ、23年度については、ご承知のように大震災が起き、なかなか法人としても手が
回らなかったということ、さらに、実際店舗への査察に関しては、これはカー用品の販売
店をまとめている団体と相談をしながら実施しておりますが、そのカー用品をまとめてい
る団体自身も、震災の影響で、なかなか手が回らないということで、ちょっと勘弁してく
れというような話もございまして、ゼロになりかけました。しかし、これまで7年ほどや
ってきていますので、秋以降で、若干落ち着いたときに、何とかやらせてくれないかとい
うことでお願いしまして、件数としては少ないんですけども、3店舗という形になりました。

ただ、今年度以降は、先ほど言いましたように、私ども、検査場に来る車の保安基準適
合性というのを見るというのが基本ですけども、やはり外へ出て行って街頭検査とか、
こういうカー用品ショップとか、あと不正改造のカスクムカーショーとか、そういう外へ
出るという活動も非常に重要だろうと思っておりますので、本部、検査部、こちらのほうで
うまく計画して、件数としては、基本的には増やしていく方向でやっていきたいと思っ
ています。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。9ページのところですけど、受検者の要望の把握ということ
で、アンケートをとっておられるんですね。パンフレットの案はどうですか。これはど
ういう実施結果になっていますでしょうか。9ページの(ウ)のほうですけども。内容
を解説したパンフレットの作成案、アンケートを実施しているというふうになっているん
ですけども。どうぞ。説明は簡単で結構ですが、これからの取り組みということですね。

【江坂企画部長】 はい。これからつくる予定と聞いておりますけれども、手元には今
資料がないので確認した上ですみませんが、また後ほどご説明いたします。

【戸澤理事】 私の理解では、高度化は幾つか目的があり、不正の防止や情報の分析な
どがありますが、もう一つの目的としまして、ユーザーに対する情報提供というのがあり
ます。これまでは、検査結果について、丸かバツかだけだったんですけども、それをも
う少しより詳細に情報提供し、それによって補修意識というのを高めてもらうというの
があります。その際、ここに書いてあるような検査の目的だとか、どういう内容の検査をや
っているのかというようなパンフレットも、情報提供の一環としてやろうということで、

一応案をつくりまして、アンケート調査を実施しました。全般的には、まあまあわかりやすいものだという評価を得ております。

【大聖分科会長】　　そこまで書いていただいたほうがよかったかなと。

【戸澤理事】　　すみません。

【大聖分科会長】　　実施し、それなりに使いやすいという評価を受けたと思います。

ほかに。どうぞ。

【委員】　　教えていただきたい内容としては、別紙で7月3日に出ているプレスリリースの、オンボードのダイアグノーシスを活用して、その汎用型のスキャンツールのところですけども、この文面を見ただけではあまりよくわからなくて、これは、こういったものの汎用のスキャンツールの仕様を出すために、検査の現場でもう少し具体的にどういったことをされたかというのと、この汎用のスキャンツールというのを開発した後に、検査にも活用していくということなんでしょうか。それとも整備のための開発の下づくりをされたということなんでしょうか。

【平井整備課長補佐】　　すみません、事務局から若干、補足をさせていただきます。この席上配付をしております、今、〇〇委員ご指摘のスキャンツールを用いた整備の高度化検討会、これは国交省主催の検討会でございます、実はこの評価の中に、新技術への対応等でスキャンツールという専門の名前が出てくるものですから、それってどんなものということをご理解いただきたいがために参考資料としてお付けいたしました。とはいながら、評価の中に、スキャンツールを用いて検査でやったときには、こんなことが検討事項としてあるねという事前の準備データ集め等はやられていますので、ここは法人さんから補足をお願いします。

【江坂企画部長】　　今、整備課さんから説明ありましたが、このスキャンツールの取り組みは、本来、点検整備のため活用するという観点から、標準化したツールをつくるというものでございます。せっかく標準化ツールができましたので、これを実際に検査の現場に使ってみて、そもそもスキャンツールがどんなものなのか、実際に検査の現場でスキャンツールを使うとどんな問題点が出てくるのか、あと、ユーザーの対応ってどんな問題があるのかなど、将来、高度OBDを活用した検査を行うにあたって、そのツールを用いた検査を実施した場合のいろいろな課題点を整理するために、その標準ツールを活用させてもらったというものでございます。将来、その検査に高度OBDの排ガス検査を導入する場合には、検査専用のツールを改めてつくりたいと考えていまして、その際には、この標

準ツールを借用して得られました知見というのも活用していきたいと思っております。

【委員】 非常に有意義だと思います。ありがとうございました、詳しく教えていただいています。

【大聖分科会長】 ○○先生も委員としてかかわっておられます。今の検査法人のほうとは直接あまり関係ないんですけど、関心を持っていただければと思います。

それでは、ほかにご意見ございませんか。よろしゅうございますね。次に、評価の審議に入りたいと思いますので、この後の評価に関しましては、検査法人にはご退室をお願いしたいと思います。

(検査法人退室)

【大聖分科会長】 では、二、三分休憩ということにします。

【平井整備課長補佐】 長時間になっておりますので、休憩方々、検査法人の方には、申し訳ございませんが、しばらくの間ご退室をいただきたいと思います。評価が終わりまですまで、控室を用意してございますので、ご移動をよろしくお願いいたします。評価の審議を15時10分から再開したいと思います。

(休憩)

【大聖分科会長】 それでは、よろしいでしょうか。評価の審議を始めたいと思います。

事務局のほうから事前評価の集計結果を簡単にご説明願いたいと思います。

【平井整備課長補佐】 それでは、事前にいただきました委員の皆様方からの事前評価結果の集計表、お手元にA3の2枚物がございますが、まず、この表の見方でございますが、左に項目がございまして、その次に独法の自己評価がAとかSとかあります。各委員の皆様方の事前に私どもにいただきました項目が書いてございます。

そして、右、その横の5つの欄は、これは人数でございまして、一番上の項目でございますと、自己評価もAですけれども、6委員の皆様方、皆さんがAでございましたので、Aという欄に6となつてございます。例えば、3つ飛ばしまして⑤の職員能力の向上等のところには、網かけがしてございます部分ですが、ここがすなわち6名の委員の皆様方の全員一致ではない部分ということになります。この場合には、独立法人評価はSでございましたけど、そのとおりSでいいよねという方が4名、Aじゃないですかという方が2名という人数になっております。かつ、コメント欄に、事前にいただきました個別記入された意見も書いてございます。あくまでこれは事前にいただいた評価でございますので、本日の正式な説明や質疑を踏まえて、私は、ここは事前に送ったけど、最終的にはこうだと

ということがありましたら、当然それをどんどんお示しいただいた上で、かつ、全員の意見が一致しない項目を中心にご議論をいただければと、このように考えております。以上です。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。皆さんの点数が一致したところは評価は固定させていただいて、分かれたところだけを中心に審議してまいりたいと思います。

【平井整備課長補佐】 そうでございますね。その前に、パート、パートでできれば、きょうの正式な説明を踏まえて、変更するというお申し出があるか、なしやというところもきちんと、全てを一気にというとなかなかあれでございますので、ある程度パートを区切ってということをお願いできますか。

【大聖分科会長】 よろしいですか。それでは、横長のA3のものを皆さんごらんになりながら進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、1.の⑤職員能力の向上というところではありますが、これは自己評価がSですけれども、Aが2つ、Sが4つということで、ちょっとこの辺を議論させていただきたいと思います。ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。〇〇先生はAですか。

【委員】 ええ。私は、この項目のS評価の理由が、「eラーニングシステムが試行的活用ではなく、既に研修に組み入れており、また、能力向上の自習資料を作成し、活用を図っている点を評価」と書かれて、ちょっと引っかかりまして、試行的活用でなく、実施しているからSというのが、何かちょっと当たり前なレベルに思えたということです。

【大聖分科会長】 私もちっと同じような意見を持ちまして。つまり、それが教育の効果としてあらわれているのであれば評価できるのですが、導入して使い始めたということですから、先ほどアクセスの件数はどうですかというようなご質問もありましたので、そういったところを踏まえれば、もう少し評価は高く、可能になるのではないかなというふうに私も感じました。いかがでしょうか。

【委員】 すみません、私のコメントが書いてあるので。私も、今のお二方がおっしゃったように、eラーニングを試行段階から本格活用したからといってSということはないだろうと考えましたけれども、その後に書いてある、eラーニング資料というところで、これをイントラネットで共有しているというところは、これはなかなか評価できるころじゃないかなと思います。結局は、こういう現場がいっぱいあるような事業体で、それぞれの経験値といえますか、現場での経験値がどれだけ共有できるかというのが勝負と

なってくると思います。そういうところで工夫を凝らされてやっていらっしゃるというところを評価すればSでもいいのかなという、そういう意味でございます。

【大聖分科会長】 他にはいかがでしょうか。eラーニングというのはイントラネットを使わないとうまくいかないというのは、セットの話だと思うのですがね。

【委員】 これ、別物ですよ。eラーニング資料というのとeラーニングそのものは違うと、さっきご説明ありましたよね。

【平井整備課長補佐】 そうです。

【大聖分科会長】 そうなんですか。イントラネット上でeラーニングの学習できるというのではないんですか。スタンダードなものなんですか。

【平井整備課長補佐】 安全作業のためのeラーニングをつくって試行も始めましたよというのが1つと、それから、久しぶりに検査現場に戻ってきた方とか新人のために、検査の基準の自己学習用の資料がイントラに張りつけてあるので、いつでもそれを取って事前勉強してくださいという2点です。だから、それは深い意味ではeラーニングではないのかもしれないですね。そういうことですね。

【事務局】 はい、そうです。

【平井整備課長補佐】 この隣におります岡田君が、3月まで、法人で研修担当をやっておりましたので、彼が専門家ですけれども。

【大聖分科会長】 いかがですか。つまり、そういうツールは立ち上げたけれども、ほんとうにそれが実効性のあるものかどうかということですね。

【委員】 そうです。

【大聖分科会長】 私もちよっとそういう感じを持ったものですから。新しいことをやると必ずSになってしまいますので。

【委員】 いいですか。

【大聖分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 eラーニングなんていうのは珍しいことでもなんでもなくて、民間はもう全部採用していて、そのシステム自体はある意味汎用性があるというか、内容については更新の必要があるにしても、それ自体はそう大した評価に値するものとは私も思っていないんです。

ただ、やっぱりそれぞれの現場で、現実にはいろいろとかなり経験値として蓄えられたものが、自発的にというか、このイントラネットに載せて共有していこうという動きがある

ところは、これは評価してもいいのかなという、全く別のものとして私は評価したというところですよ。

【大聖分科会長】 わかりました。ほかの委員はいかがですか。〇〇委員。

【委員】 同じように、eラーニングでも、先ほど不正防止の関係で、結局、今まで本部にデータは集まっていた。でも、それをある程度本部からまたおろすという形で、どんな行為があったかということを確認していたんですけども、それがすぐに、ある意味ではこのシステムを使って常に流して、いつでも情報を取れるという状態になっているということで、新人の研修にも非常に役立つかなと思って、私は、先ほど質問したときに、不当要求の対策に結構役立っているんだかなと思って、一応評価していいかなと思ったということなんですけど。

【大聖分科会長】 〇〇委員はいかがですか。

【委員】 特に文面に意見は書かなかったんですけど、そのままS評価としたのは、eラーニングを入れただけでは確かに実効能力はなくて、その情報の共有という部分が評価できるかなと思って、そのまま同意をしました。

【大聖分科会長】 そうすると、多数決になるんですけど、それでは、ここは前向きの評価をさせていただいて、Sということによろしいでしょうか。

それでは、その次の職員の意欲以上ということなんですけれども、これはいかがでしょうか。私もAにしました。〇〇委員もAということなんですけれども、いかがでしょうか。私の感じでは、そういう意欲の向上というのは、継続性というのが大事なんですよね。ですから、ある年にぴよんと飛び出ているというよりは、やはり着実なもので積み上げていただいて、結局こういう成果になるということだと思えるんですよね。これは全体について言えることなんですけど、要するに第3期の全体5年間を通じてAが続いたら、私は全体の評価としてSをあげていいのではないかなと。継続性というのは極めて大事で、前年度比でどんどんよくなっていくと、等比級数的にということになってしまうんですけど、いかがでしょうかね。突出しているというところまでいかないのではないかなとちょっと思いました。〇〇委員。

【委員】 私のほうは、新しくこういうことをやりましたというふうにS評価するようなことは特段やられてないのかなと。ただ従来、表彰するとかいろいろやって、意識をとにかく向上させる、モチベーションを上げるという作業がある程度実を結んで、不正の街頭検査から何からである程度実績を上げてきているということなので、向上の方策として、

別に目新しいものはないのかなという感じがしたものですから、〇〇先生が言われるように、ずっとこれは継続しているから実績が上がってきたのかなと、そういうふうに評価すべきなのかなと思って、これはAという形になると思います。

【大聖分科会長】 いかがでしょうか。ほかの方のご意見は。

【委員】 意見を書いたのですが、私も、おっしゃるとおり、こういうことをやった、それで表彰したというだけでは評価する必要はないと思うんですけども、活用されているというその最後の、その効果があらわれているという部分に……。

【大聖分科会長】 重きを置いて。

【委員】 ええ。先ほどとほとんど同じ発想なんですけど、そこら辺を評価できるのでないかということでSにしたということです。

【大聖分科会長】 ほかの委員はいかがでしょう。よろしいですか。

【委員】 私も、これはどうしようかなと思ったんですけども、こういう意欲向上のための施策というのは、逆に続けていただきたいのでSという考え方もあるかなということを思った次第です。

【大聖分科会長】 いや、そうすると、本年度きついんじゃないか。SからAに戻ったというと、何か……。

【委員】 そうですね。期待値込みの評価をいただきますと、だんだん将来が厳しくなりますね。

【大聖分科会長】 だから、この評価のやり方も、こういう法人での不断の努力のようなものが大事ではないかと思います。よろしいですか、多数決でまたSということで。〇〇委員、何かあったらどうぞ。

【委員】 私、自分が教育をしたことがなかったので、本人たちが頑張ってきて、こういう報告が上がっているんでSと思ったんですけど、確かに〇〇先生がおっしゃるとおり、今年、初年度ということを考えると、やっぱり継続は力なりみたいなところを差し上げたほうがいとすると、安易なS評価というのはどうかなと、今お伺いして疑問に思いました。むしろ、きちんとやれているというのをコンスタントに評価した上で、5年間の総合を見てさしあげるほうが法人にとって結果的にいいのではないかと今感じましたもので、私はSとさせていただいたのですが、委員の皆さんのご意見を聞いて、初年はきちんとやっているというAの評価のほうがよいのではないかと考え直しました。

【大聖分科会長】 そうすると、〇〇先生は。

【委員】 私もAに下げます。

【大聖分科会長】 それでは、Aということでさせていただきたいと思います。よろしゅうございますかね。

例えば前年比というのもちよつとつらいものがありまして、その前年度が特異な状況にある場合には、それと比較するというのはあまり適当ではないと思いますので、あるものですと、中期に5年間やったものの平均に対してどうかなという、そういう比較もあるのではないかなという気がします。そういうこともちよつと頭の片隅に置いていただければと思います。

その次の業務の質の向上に資する検査の高度化ということについてはいかがでしょうか。

【平井整備課長補佐】 実はここは〇〇先生から、法人の自己評価はAですけど、逆に1つ引き上げたほうがいいのではないかと、すばらしいご意見をいただいております、そこが唯一相反するところです。

【大聖分科会長】 いかがでしょうか。

【委員】 私は、比較的総じてきちんと適正な評価を法人がされているなど思った中で、特に電子化というのが、どうしても急速に進んだような感覚が全体にあったんですね。去年から委員をさせていただいて、その以前を知らないんですけども、資料を昨年読ませていただいた中で、eラーニング、先ほどの話題もそうですけれども、民間に対しては、当然多少なりとも遅れていますが、急速に進んでいる印象でした。ここの項目に対しても、電子化の有効活用というのは、民間と比べると突出しているか。あと、例えば海外の、去年、あまりにも興味を持ったので、VDAさんの検査状況もドイツに行ってみて、コンペアして、では、世界的にすごく進んでいるからSというわけではないんですね。ただ、こういった電子化に関して、非常に前向きな努力がここには見られたので、ほかのeラーニングとか、そういったところよりも逆に、こういうところをきちんとやっているよという意識が非常に評価に値すると見えたので、電子化をもう少し、教育化も含めて進めていただけたらと思って評価したところですが、今までの流れを見ると、Sというのを安易につけるのはよろしくないのかなと思います。なので、ここの評価は皆さんの意見のとおりで、私は単純に期待値を含めて電子化の評価をしましたので、その方向でご検討をいただけたらなと思います。

【大聖分科会長】 はい。ほかの方、ご意見いかがでしょうか。こういう電子化というのは、もう時代の流れでもありますので、そういう流れに沿った取り組みだということで、

着実という表現のほうが適切かなというふうに個人的には思っておりますが、いかがでしょうか。

【平井整備課長補佐】 はい。

【大聖分科会長】 それでは、ここはAとさせていただきたいと思います。

それから、その次ですけれども、4です。自動車社会の秩序維持。

【平井整備課長補佐】 すみません、事務局からよろしいでしょうか。

【大聖分科会長】 ごめんなさい。失礼しました。

【平井整備課長補佐】 網かけはしてございませんけど、その4つほど上に、(3)のところに、〇〇委員から、例のB評価の点でのご意見をいただいております。ここは、18ページの部分に、ここにいただきました委員の意見の趣旨をきっちり修正、追記をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【大聖分科会長】 そうですね。再発防止の対策ですね。その一層の徹底を望むというのを、私、ちょっと追加的に述べさせていただければと思います。よろしいでしょうか。ちょっとそれを記録しておいてください。

【平井整備課長補佐】 はい、わかりました。

【大聖分科会長】 再発防止策の一層の徹底が望まれるという、皆さんそういうご意見でよろしいでしょうか。〇〇委員、よろしゅうございますね。これは、ほんとうに唯一Bで目立ちますので。これはちょっと突発的などころがあると思うのですが、もう何百万台も通過している中で起きるといようなこともありますので、ヒューマンファクター的なものもあるかなと思います。

それでは、その次です。自動車社会の秩序維持。そこで、これは本日欠席されております委員から意見をいただいておりますね。

【平井整備課長補佐】 そうです。きょうはご欠席の〇〇委員様からの、次の項目もですけれども、これくらいはA評価にとどめるべきというご意見なので、直接この場でのご発言があればまだ議論いただきたかったところですが、そういうご意見もあるなどいうことを踏まえた上で、きょうの5名の皆様方でいま一度見詰め直されたときに、Sの評価が妥当かどうかのご審議をいただければと思います。

【大聖分科会長】 いかがでしょうか。この2つ一緒にご意見をいただいても結構ですが、これはかなり顕著に頑張ったなという印象を持ちましたので、Sというふうにさせていただきます。よろしゅうございますか。

【委員】 マンパワーの獲得となれば、結構頑張っているだろうと思いますね。

【委員】 お伺いして、そんなところできちんとやったのだなという、その発生場所の予測まで含めて、力の入り具合を感じたので、Sがいいと思います。

【大聖分科会長】 そうですね。よろしゅうございますかね。

ちょっと私、余談ですけど、毎年申し上げているのですが、自動車社会の秩序維持というのは、これ、あまりにもタイトルとして大き過ぎると思います。私、アドバイスするならば、自動車社会の秩序維持に資する活動とか、そんな感じぐらいでいいのではないですかね。あるいは、その一環としての活動とか、そうじゃないと、これだけで秩序維持ができるわけではないので。すみません、これはどこに申し上げたらいいんですかね。やっぱり国土交通省に言うんですか。

【平井整備課長補佐】 これは計画を承認する私どものほうですから、私どもが受けとめたいと思います。確かに、貢献だとか、資するとか、それぐらいのニュアンスでないと。

【大聖分科会長】 そうそう、資する取り組みとか、活動とか。

【平井整備課長補佐】 ストレートな表現ですと、〇〇先生がご指摘のとおりかと思えます。次年度以降年度計画や中期計画の決定のときの参考にさせていただきます。すみません、ありがとうございました。

【大聖分科会長】 それでは、その次のその他のほうへまいります。これも〇〇委員がAという評価で、ほかはSということであります。これも、〇〇委員の意見も理解できるかもしれませんけれども、いかがでしょうか。こういう盗難車とか改ざんですね。これはほんとうにどしどしやって成果を上げてもらいたいということで、それが実現しているという状況ではないかなと思います。いかがでしょうか、ご意見があれば。

【委員】 いいですか。

【大聖分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 何度も申し上げて恐縮ですが、私は、昨年、委員を始めたので、現場を昨年見せていただいたら、盗難車の発見というのは、実は私なんかにはとてもできないことだったんですね。皆さんもご存じで、説明の必要はないでしょうけど、個人のスキルにかなり依存することで、その個人のスキルに依存していたことを、イントラネットを通じて共有化しているというところはすごく評価に値するべきだなと思ったので、それで私は独法さんの評価のSをそのまま支持したんですけれども、そこは評価してさしあげていいのかなと思いました。

【大聖分科会長】 それでは、ほかにご意見がなければ、こちらはSということに致します。

ほかは皆さん意見が一致しているようですけれども、〇〇委員、その次の国土交通省関係機関との連携強化ということで、特にコメントを寄せておられます。もう一つは、上のほうもご意見をいただいていますけれども、よろしゅうございますか。

【委員】 では一言申し上げておきますと、やはりイントラネットを通じていろいろと知識の共有化を図るところが、非常にうまく機能しているのかなという印象がありまして、それが、いろいろな業務、例えば盗難車の問題もそうですし、このリコールの問題もそうです。そういう意味で、そこら辺は、こういう現場を持つ独立行政法人の意義はきちっと評価してあげないと、やはり業務をやっていく意欲といいますか、それから、向上していこうという意欲につながらないかなと思ひまして、そこはきちっと評価すべきだろうと考えています。

【大聖分科会長】 はい。コメント、ありがとうございました。

それでは、そういう評価で、Sとさせていただきたいと思ひます。

それでは、よろしゅうございますか。全体として確認させていただきますと、もとへ戻りますけれども、1ページ目の1.の⑤の職員能力の向上ということ、これはSとさせていただきます。

職員の意欲向上ということ、これはAという評価にさせていただきます。

(2)の業務の質の向上に資する検査の高度化に関する云々というのは、Aとさせていただきます。

下のほうへまいりまして、自動車社会の秩序維持というところ、これは(ア)と(イ)について、それぞれSとさせていただきます。

それから、その他というところで、盗難車両対策への貢献ということで、これはSという評価にさせていただきます。それ以外はすべて皆さんの評定が一致しておりますので、それを採用したいと思います。よろしいでしょうか。そうすると、総合的なポイントは、Sが5件ですね。

【平井整備課長補佐】 はい、5個です。

【大聖分科会長】 それで、Aが27と。

【平井整備課長補佐】 はい、1つ増えまして27でございます。

【大聖分科会長】 はい。それで、全体としてAという評価になるわけですね。

【平井整備課長補佐】 はい、そうでございます。

【大聖分科会長】 よろしゅうございますか。何か全体を通じてご意見があればと思いますが、総合評価ということで、その理由に関して、何かご意見があれば承りたいと思います。これは18ページにございますので、総合評価の記述に関して、何かご指摘がありましたらいただければと思います。このような表現でよろしいでしょうか。何か追加的な表記があれば欲しいんですけど、よろしいですか。

それでは、こういう総合評価ということで、意見が一致したということにさせていただきたいと思います。これでよろしゅうございますね。

【平井整備課長補佐】 はい、よろしゅうございます。総合評価の下のほうの課題改善点のところにつきましては、先ほど、A3の紙で、〇〇委員、〇〇先生からございました再発防止の徹底。この辺は、表現ぶりをちょっと検討させていただいて、事務局に引き取らせていただきたいと思います。今3つ書いてございます。一番下に例の人身事故の関係が書いてございますけど、そこにちょっと今の一層の徹底というところを、わかるような記述にさせていただきたいと思っております。以上です。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、これでよろしいですね。

【平井整備課長補佐】 そうですね。審議を今すべて終えましたので、法人の入室を許して、こちらのほうから伝えることにしたいと思います。

【大聖分科会長】 そちらからお伝えする。

【平井整備課長補佐】 先生のほうからでも。

【大聖分科会長】 いや、事務局のほうから結構です。

【平井整備課長補佐】 最後に、先生のほうにお願いでございますけど、評価調書の作成につきましては、皆様方の意見を踏まえまして、評定理由に意見を記載したいと思います。最終的な取りまとめは、分科会長のほうにほかの委員の方が一任ということで、事務局と大聖分科会長のほうでその記述方法についても取りまとめをしていきますので、ほかの4人の方には、すみませんが、ご承諾をこの場でいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】 よろしく願いします。

【大聖分科会長】 それを私が言わなければいけなかった。どうもすみません。それでは、一任させていただいたということで、よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

【平井整備課長補佐】 それでは、今、法人のほうの再入室をお願いしたいと思います。

(独立法人入室)

【大聖分科会長】 それでは、評定結果に関してご説明させていただきますが、自己評価と異なった項目について、事務局のほうから簡単にご説明をお願いしたいと思います。

【平井整備課長補佐】 はい。それでは事務局のほうから、検査法人様の自己評価と最終的な本日の審議の結果による評定で、異なりました項目のみお伝えをいたします。該当するものは1つございまして、1の(1)、⑥、資料14-3では3ページになりますが、職員の意欲向上というところ、検査法人さんの自己評価ではSでございましたが、本日の評価委員会の最終評定は、ここについてはAということになりました。それ以外の項目につきましては、全委員一致というものは、当然幾つかございますけれども、最終的な評定としては、検査法人さんの自己評価の結果どおりということでございます。

しかるに、最終評定につきましては、まず、Bの項目が1、Aの項目が27、Sの項目は1つ減りまして5ということで、最も最頻値が出ております総合評定はAという結果になってございます。

それから、評定に付言されるご意見といたしまして、先ほどの資料14-3では、18ページに、総合評価の意見欄の課題等に対する意見、改善点でもありますが、この3つ目に、今回、唯一B評定となっておりました事故の件数関係のところの記述でございますが、ここについて、特に再発防止対策の一層の周知徹底、そういうような趣旨のご意見がございました。記載ぶりについては、今後、事務局と、各委員から一任をいただきました委員長のほうとで詰めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【大聖分科会長】 それでは、これで終了ということでよろしゅうございますか。

【平井整備課長補佐】 最終的な評定結果は、今お伝えしたとおりでございますから、これで終了となりますが、検査法人様のほうから何かございましたらご発言をいただいてもよろしゅうございます。

【大聖分科会長】 それでは、私のほうから最後に。

全体としては、ほんとうに着実に取り組んでいただいていると思いますが、私ども自己評価とちょっと異なる点は、やはり突出して昨年度だけがいいというよりは、継続的に、着実にやっていただくということが、評価に値するのかなと思います。5年間これをきっちりやっていただければ、全体として中期目標の達成度としてはSをつけてさしあげてもいいのではないのでしょうか。やはり継続性というのは非常に大事ではないかなというふう

な視点を少し加味させていただきまして、全体としてこのような評価にさせていただき
ましたことを申し添えたいと思います。

以上、どうもありがとうございました。

【平井整備課長補佐】 ありがとうございました。

それでは、ほんとうにどうも皆様方、ありがとうございました。本日の分科会の結果の
取り扱いでございますが、国土交通省の独立行政法人評価委員会運営規則にのっとりまし
て、23年度の年度評価につきまして、後日、私ども自動車検査分科会の大聖分科会長よ
り、国交省の独法の評価委員会の委員長でございます家田委員長様のほうにご報告をいた
だき、ご了承いただいた後に評価委員会として確定するという運びになってございます。
国交省としての全体の評価委員会は、8月22日開催予定と今承っております。

暑い中でしたが、本日は、ほんとうに皆様方、長時間かつご熱心なご審議を、
誠にどうもありがとうございました。

以上をもちまして、独立行政法人評価委員会第14回自動車検査分科会を終了させてい
ただきます。どうも皆さんありがとうございました。

【大聖分科会長】 ありがとうございました。

— 了 —